

## 筑後市指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 筑後市が発注する建設工事及び業務委託（以下「市発注工事等」という。）に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)建設業者 筑後市の競争入札参加資格者名簿に登載されたものをいう。
- (2)建設工事等 建設工事並びに測量、土木設計、建築設計、設備設計、地質調査及び補償コンサルタントの業務委託をいう。
- (3)代表役員等 個人経営の場合にあっては経営者本人を、会社その他の法人にあっては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員をいう。
- (4)一般役員等 代表役員等以外の役員及び支店又は営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。
- (5)使用人 代表役員等及び一般役員等以外の常用雇用者をいう。
- (6)契約担当者 市長又は市発注工事に係る請負契約の締結権限の委任を受けた会計課管財系の職員をいう。
- (7)指名停止 市発注工事等に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、建設業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行う。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、指名競争入札

を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名取消通知書（様式第1号）により指名を取り消す。

（下請負人に対する指名停止）

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行う。

（共同企業体の構成員に対する指名停止）

第5条 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の建設業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行う。

（指名停止業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止）

第6条 市長は、前3条の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行う。

（指名停止期間の加重）

第7条 建設業者が一つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 建設業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満ないときは、1.5倍）の期間とする。

3 建設業者が別表その2第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

4 市長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

（指名停止期間の短縮）

第8条 市長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前条第1項から第3項までに規定する指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

（指名停止期間の変更）

第9条 市長は、指名停止の期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前2条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

（指名停止期間の解除）

第10条 市長は、指名停止の期間中の建設業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該建設業者について指名停止を解除する。

（指名委員会への諮問）

第11条 市長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行い、第9条の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除しようとするときは、筑後市指名競争入札参加者選定委員会に諮り、決定しなければ

ばならない。

(指名停止の通知)

第 12 条 市長は、第 3 条第 1 項若しくは第 4 条から第 6 条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第 2 号）により、第 9 条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第 3 号）により、第 10 条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第 4 号）により、当該建設業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市の発注した工事等に関するものであるときは、当該建設業者から必要に応じ改善措置の報告を徴することができる。

(事故等の報告)

第 13 条 課長等は、その所管する市発注工事等に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、事故報告書（様式第 5 号）により、市長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第 14 条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第 15 条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が市発注工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 16 条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

- 1 この告示は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 筑後市建設工事請負契約に係る指名入札参加者の指名等要綱（昭和62年8月6日より適用）は廃止する。
- 3 平成23年4月1日一部改正（別表3関係）

別表その 1

事故に基づく措置基準（第 3 条—第 9 条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>(1) 市発注工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>(2) 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内</p>
<p>(3) 前号に掲げるもの以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>(4) 第 1 号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 4 月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>(5) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内</p>
<p>(6) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>(7) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 4 月以内</p>
<p>(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 2 月以内</p>

別表その2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第3条―第9条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、市の職員（特別職を含む。次号において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、市の職員以外の国他の地方公共団体又はその他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>5月以上12月以内</p> <p>4月以上9月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(3) 業者に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上12月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>(4) 市発注工事等に関して、建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(5) 市発注工事等以外に関して、建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から8月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内</p>
<p>(6) 建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が市発注工事等に関して暴力その他違法行為を行った疑いがあり、市発注工事等の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上12月以内</p>
<p>(7) 建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が一般工事等に関して暴力その他違法行為を行ったことにより逮捕又は公訴を提起され、市発注工事等の契約相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>

<p>(8) 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>(9) 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が暴力その他違法行為を行ったことにより逮捕され、又は公訴を提起され、市発注工事の契約相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上12月以内</p>

別表その3

暴力団関係者に対する措置基準（第3条↓第9条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(1) 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。</p> <p>イ 代表役員等又は一般役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下これらを「役員等」という。)が暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。</p> <p>(2) 役員等又は使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を宣告されたとき(前号ア又はイに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>イ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>ウ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、市発注工事等の請負契約の相手方として相当と認められる状態になるまで。</p> <p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ、市発注工事等の請負契約の相手方として相当と認められる状態になるまで。</p> <p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、市発注工事等の請負契約の相手方として相当と認められる状態になるまで。</p>

暴力的組織

又は構成員等を利用したとき。

エ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を

供与したとき。

オ 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは

第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害

を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等

を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に

経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

カ 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を

有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- (4) 役員等又は使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の規定による罰金刑を宣告されたとき(前号アからカまでのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。)

- (5) 市発注工事等に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとして福岡県警察から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から12月を経過し、かつ、市発注工事等の請負契約の相手方として適当と認められる状態になるまで。

当該認定をした日から4月

別表その4

契約不履行に基づく措置基準（第3条—第9条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(1) 建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、市発注工事の契約履行に当たり、故意に工事を粗雑し、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正な行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(2) 建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が次の一に該当したと認められるとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 市発注工事等の落札者が契約を締結することを妨げたとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 市発注工事等の契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(3) 建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、市発注工事等の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p> <p>(4) 建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が正当な理由なく、市発注工事等の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか、市発注工事等の請負契約を履行しなかったと認められるとき。</p> <p>(5) 建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、市発注工事等の契約履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後、指名停止期間を経過しない者を、代理人、支配人、その他使用人として使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から6月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>

様式（省略）